

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則

○北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則.....	(地域医療課)	5
○北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則.....	(産業振興課)	12
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則.....	(産業振興課)	13
○北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則.....	(地域産業課)	14
○北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則.....	(農政課)	15
○北海道砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則.....	(砂防災害課)	16

訓 令

○北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令.....	(人事課)	18
-----------------------------	-------	----

公布された規則のあらまし

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則（規則第31号）

1 趣旨

道立衛生学院、道立網走高等看護学院、道立旭川高等看護学院、道立釧路高等看護学院、道立紋別高等看護学院及び道立江差高等看護学院の在学年限を定める等の改正を行うこととするとともに、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) 北海道立衛生学院学則の一部改正

ア 在学年限について地域看護学科及び助産学科にあっては2年、看護学科にあっては4年、歯科衛生学科にあっては各学年ごとに2年並びに臨床検査学科にあっては6年とすることとした（第2条第2項関係）。

イ 地域看護学科及び助産学科の入学資格者から保健師助産師看護師法第53条第1項の規定に該当する者を除くこととした（第5条第1号及び第2号関係）。

ウ 入学試験として身体検査を行わないこととした（第6条第1項関係）。

エ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第6条第2項関係）。

オ 入学願書の添付書類に修了証明書又は修了見込証明書若しくは大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとする（第7条関係）。

カ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続きを行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第8条第2項関係）。

キ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第10条関係）。

ク 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第12条第3項関係）。

ケ 休学の期間を通算した期間は、各学科の修業年限に2を乗じた期間を超えることができないこととした（第12条第4項関係）。

コ 休学の期間は、(1)アの在学年限に算入しないこととした（第12条第5項関係）。

サ 歯科衛生学科においては、授業の出席時間数が教育課程に掲げる各科目の時間数の3分の2に達しない者は、当該科目の評価を受けることができないこととした。ただし、出席時間数が当該科目の時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第18条第2項関係）。

シ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る看護学科教育課程の基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第19条第3項第1号関係）。

ス 臨床検査技師学校養成所規則別表の備考の2に規定する大学、高等専門学校、学校、養成所又は養成施設に在学していた者に係る臨床検査学科教育課程の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第19条第3項第2号関係）。

セ 地域看護学科、助産学科、看護学科及び臨床検査学科においては、授業の出席時間数が各教育課程に掲げる各授業科目の時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間

数が当該授業科目の時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第19条第4項関係）。

ソ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第23条第2項関係）。

タ 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に寄宿舎の使用を命ずることができるとしていた規定を削除することとした（第24条第2項関係）。

チ 地域看護学科の学生に対する臨地実習手当の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第26条第2項関係）。

ツ 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第27条関係）。

(2) 北海道立網走高等看護学院学則の一部改正

ア 学生は、4年を超えて在学することができないこととした（第2条第3項関係）。

イ 入学の選考として健康診査を行わないこととした（第7条第1項関係）。

ウ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第7条第2項関係）。

エ 入学願書の添付書類に大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとしたこととした（第8条関係）。

オ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続を行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第9条第2項関係）。

カ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第11条関係）。

キ 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第13条第3項関係）。

ク 休学の期間を通算した期間は、4年を超えることができないこととした（第13条第4項関係）。

ケ 休学の期間は、(2)アの在学年限に算入しないこととした（第13条第5項関係）。

コ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目

の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第17条第3項関係）。

サ 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第17条第4項関係）。

シ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第20条第2項関係）。

ス 学生には、別に定めるところにより修学資金を貸し付けることができるとしていた規定を削除することとした（第22条関係）。

セ 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第23条関係）。

(3) 北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正

ア 在学年限について地域看護学科及び助産学科にあっては2年、看護学科にあっては6年とすることとした（第2条第3項関係）。

イ 入学試験として身体検査を行わないこととした（第7条第1項関係）。

ウ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第7条第2項関係）。

エ 入学願書の添付書類に大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとしたこととした（第8条関係）。

オ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続を行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第10条第2項関係）。

カ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第12条関係）。

キ 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第14条第3項関係）。

ク 休学の期間を通算した期間は、各学科の修業年限に2を乗じた期間を超えることができないこととした（第14条第4項関係）。

ケ 休学の期間は、(3)アの在学年限に算入しないこととした（第14条第5項関係）。

- コ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る看護学科教育課程の基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第18条第3項関係）。
- サ 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第18条第4項関係）。
- シ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第21条第2項関係）。
- ス 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第23条関係）。
- (4) 北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正
- ア 学生は、6年を超えて在学することができないこととした（第2条第3項関係）。
- イ 入学試験として身体検査を行わないこととした（第7条第1項関係）。
- ウ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第7条第2項関係）。
- エ 入学願書の添付書類に大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとする事とした（第8条関係）。
- オ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続を行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第10条第2項関係）。
- カ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第12条関係）。
- キ 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第14条第3項関係）。
- ク 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができないこととした（第14条第4項関係）。

- ケ 休学の期間は、(4)アの在学年限に算入しないこととした（第14条第5項関係）。
- コ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第18条第3項関係）。
- サ 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第18条第4項関係）。
- シ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第21条第2項関係）。
- ス 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に寄宿舎の使用を命ずることができるとしていた規定を削除することとした（第22条第2項関係）。
- セ 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第24条関係）。
- (5) 北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正
- ア 学生は、6年を超えて在学することができないこととした（第2条第3項関係）。
- イ 入学試験として身体検査を行わないこととした（第7条第1項関係）。
- ウ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第7条第2項関係）。
- エ 入学願書の添付書類に大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとする事とした（第8条関係）。
- オ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続を行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第10条第2項関係）。
- カ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第12条関係）。
- キ 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第14条第3項関係）。

係）。

ク 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができないこととした（第14条第4項関係）。

ケ 休学の期間は、(5)アの在学年限に算入しないこととした（第14条第5項関係）。

コ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第18条第3項関係）。

サ 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第18条第4項関係）。

シ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第21条第2項関係）。

ス 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に寄宿舎の使用を命ずることができるとしていた規定を削除することとした（第22条第2項関係）。

セ 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第24条関係）。

(6) 北海道立江差高等看護学院学則の一部改正

ア 学生は、6年を超えて在学することができないこととした（第3条第3項関係）。

イ 入学試験として健康診査を行わないこととした（第8条第1項関係）。

ウ 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定めることとした（第8条第2項関係）。

エ 入学願書の添付書類に大学入学資格検定の合格証明書又は特別合格証明書を加え、健康診断書を削除し、写真については最近3箇月以内に撮影したものとする

こととした（第9条関係）。

オ 入学を許可された者が、学院長の指定した期日までに入学手続を行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができることとした（第11条第2項関係）。

カ 学生が、他の学校に入学を志願し、又は各種の試験に応じようとするときは、あらかじめ、学院長の承認を受けなければならないとしていた規定を削除することとした（第13条関係）。

キ 休学の期間は、1年を超えることができないこととした。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができることとした（第15条第3項関係）。

ク 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができないこととした（第15条第4項関係）。

ケ 休学の期間は、(6)アの在学年限に算入しないこととした（第15条第5項関係）。

コ 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができることとした（第19条第3項関係）。

サ 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができないこととした。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではないこととした（第19条第4項関係）。

シ 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができることとした（第22条第2項関係）。

ス 学院長は、教育上必要があると認めるときは、学生に寄宿舎の使用を命ずることができるとしていた規定を削除することとした（第24条第2項関係）。

セ 学生に対する看護衣その他修学に必要な物品の貸与又はその一部の支給を廃止することから、規定を削除することとした（第26条関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則（規則第32号）

1 趣旨

道立工業試験場の使用料及び手数料の額の改定を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

(1) アトマイザー粉砕機等の購入等により、これらの機器の使用料及び手数料を定めることとした（別表第1及び別表第2関係）。

(2) 振動試験機（電磁式）の購入により、既存機器の名称を改めることとした（別表第1関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 趣旨

道立工業技術センターの使用料及び手数料の額の改定等を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 赤外線映像装置の更新に伴い、使用料及び手数料の額を改定することとした（別表第1及び別表第2関係）。
- (2) 超音波探査映像装置等の購入により、これらの機器の使用料及び手数料を定めることとした（別表第1及び別表第2関係）。
- (3) 微小硬さ試験等の試験及び分析方法の変更により、手数料の額を改定することとした（別表第2関係）。
- (4) 材料強度測定等の廃止により、これらの試験及び分析の手数料を削除することとした（別表第2関係）。
- (5) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 趣旨

道立食品加工研究センターの使用料及び手数料の額の改定を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) アイスクリーマー等の購入等により、これらの機器の使用料を定めることとした（別表第1関係）。
- (2) 依頼による試験及び分析の区分の追加に伴い、手数料を定めることとした（別表第2関係）。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則（規則第35号）

1 趣旨

競馬法施行規則の改正にかんがみ、馬主の形態に法人格なき団体を追加するとともに、勝馬投票法の種類を追加することとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 馬主の形態に、法人格なき組合を追加することとした（第3条第1号関係）。
- (2) 勝馬投票法に、馬番号2連勝単式勝馬投票法及び馬番号3連勝単式勝馬投票法並びに馬番号3連勝複式勝馬投票法を導入することとした（第76条関係）。
- (3) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

北海道砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則（規則第36号）

1 趣旨

北海道砂防設備占用料徴収条例の改正に伴い、砂防法の施行について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

2 内容

- (1) 題名を砂防法施行細則とすることとした。
- (2) 砂防指定地において治水砂防上影響が少ないものとして知事の許可を要しない行為を定めることとした（第2条関係）。
- (3) 知事へ提出する申請書等の写しの部数について定めることとした（第13条第2項関係）。
- (4) その他規定の整備を行うこととした。

3 施行期日

この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規

則

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第31号

北海道立衛生学院学則等の一部を改正する規則
（北海道立衛生学院学則の一部改正）

第1条 北海道立衛生学院学則（昭和37年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第1条中「習得」を「修得」に改める。

第2条の見出し中「及び修業期間」を「修業年限及び在学年限」に改め、同条中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学生は、次の各号に掲げる学科の区分に応じ当該各号に定める年限を超えて在学することができない。

- (1) 地域看護学科及び助産学科 2年
- (2) 看護学科 4年
- (3) 歯科衛生学科 各学年ごとに2年
- (4) 臨床検査学科 6年

第3条第2項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改める。

第5条を次のように改める。

（入学資格）

第5条 学院に入学することができる者は、次の各号に掲げる学科ごとに当該各号に定める者とする。

- (1) 地域看護学科 保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者
- (2) 助産学科 保健師助産師看護師法第21条各号のいずれかに該当する者
- (3) 看護学科 次のいずれかに該当する者

ア 准看護師免許を得た後3年以上看護業務に従事している者

イ 准看護師免許を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者

- (4) 歯科衛生学科 学校教育法第56条第1項の規定に該当する者
- (5) 臨床検査学科 学校教育法第56条第1項の規定に該当する者

第6条を次のように改める。

（入学の選考）

第6条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第7条第1号中「卒業見込証明書」の次に「若しくは修了証明書若しくは修了見込証明書若しくは大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、「若しくは免状の写し」を削り、同条第3号を削り、同条第4号中「6月」を「3箇月」に改め、同条第3号とする。

第8条第1項中「、戸籍抄本又は謄本」を削り、「の誓約書」を「により作成した誓約書に戸籍の抄本又は謄本」に改め、「こと。」を「の次に「添えて」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第9条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条第1項中「具し、すみやかに」を「付し、速やかに」に改める。

第12条第1項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改め、同条に次の3項を加える。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

4 休学の期間を通算した期間は、第2条第1項に規定する各学科の修業年限に2を乗じた期間を超えることができない。

5 休学の期間は、第2条第2項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第14条中「止むを得ない」を「やむを得ない」に、「具し」を「付し」に改める。

第17条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第18条第1項中「成績は」を「歯科衛生学科においては」に、「のほか、」を「及び」に、「考査」を「成績を考査」に改め、同条第4項中「欠席したもの」を「欠席した者」に、「認められる者」を「認められるもの」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「学科試験」を「科目」に、「その科目につき」を「当該科目の」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「学科試験」を「科目」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 授業の出席時間数が別表その4に掲げる各科目の時間数の3分の2に達しない者は、当該科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該科目の時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第19条第1項中「単位は」を「地域看護学科、助産学科、看護学科及び臨床検査学科においては」に改め、「対して」の次に「単位を」を加え、同条第2項中「実習」を「臨床実習」に改め、同条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

(1) 大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までの規定に該当する者 別表その3の看護学科教育課程に掲げる

基礎分野の授業科目

- (2) 臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和45年文部省、厚生省令第3号）別表の備考の2に規定する大学、高等専門学校、学校、養成所又は養成施設に在学していた者別表その5の臨床検査学科教育課程に掲げる授業科目

- 4 授業の出席時間数が別表に掲げる各授業科目の時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第20条第1項中「第2条に規定する修業期間以上在学し、かつ、第4条に規定する教育課程を履修した者」を「地域看護学科、助産学科、看護学科及び臨床検査学科にあっては、第2条第1項に規定する当該学科の修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる当該教育課程の単位を修得した者」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 学院長は、歯科衛生学科にあっては、別表その4に掲げる当該学年のすべての科目を履修した者について、進級又は卒業の認定を行う。

第21条第1項中「前条第1項」の次に「及び第2項」を加える。

第22条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第23条第3号中「1月中旬」を「翌年1月中旬」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第24条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第26条の見出し中「及び臨地実習手当」を削り、同条第1項中「貸付ける」を「貸し付ける」に改め、同条第2項を削る。

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第28条第1項中「3月」を「翌年3月」に改める。

別表その2中

助産学実習

を

臨地実習	助産学実習
------	-------

に改める。

（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

第2条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のよう

に改正する。

目次中「、進級」を削る。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「習得」を「修得」に改める。

第2条の見出し中「及び修業期間」を「、修業年限及び在学年限」に改め、同条第2項中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 学生は、4年を超えて在学することができない。

第3条第2項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改める。

第6条第2号中「高等学校又は中等教育学校を卒業している者」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第56条第1項の規定に該当する者」に改める。

第7条第1項中「、面接試験及び健康診査に分けて」を「及び面接試験により」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第8条第1号中「卒業見込証明書」の次に「若しくは大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「6月」を「3箇月」に改め、同号を同条第3号とする。

第9条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第10条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条を次のように改める。

第11条 削除

第12条第1項中「具し、すみやかに」を「付し、速やかに」に改める。

第13条に次の3項を加える。

- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

- 4 休学の期間を通算した期間は、4年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、第2条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第15条中「具し」を「付し」に改める。

第16条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

「第5章 単位の授与、進級、卒業等」を「第5章 単位の授与、卒業等」に改める。

第17条第2項中「実習」を「臨地実習」に改め、同条第5項中「で、その欠席の」を

「又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であって、その」に改め、「追試験」の次に「又は補習実習」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る別表に掲げる基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

4 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第18条の見出し中「進級、」を削り、同条第1項中「各学年において出席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、各学科ごとに出席時間数が所定の時間数に達した者であって前条第1項の単位を授与されたもの」を「第2条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者」に改め、「進級又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第19条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第20条第3号中「1月中旬」を「翌年1月中旬」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第22条及び第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

第24条第1項中「3月」を「翌年3月」に改める。

（北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正）

第3条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

目次中「、進級」を削る。

第1条中「習得」を「修得」に改める。

第2条の見出し中「及び修業年限」を「、修業年限及び在学年限」に改め、同条第2項中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学生は、地域看護学科及び助産学科にあっては2年、看護学科にあっては6年を超え

て在学することができない。

第3条第2項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改める。

第7条を次のように改める。

（入学の選考）

第7条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第8条第1号中「又は修了証明書」を「、修了証明書」に改め、「修了見込証明書」の次に「又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「6箇月」を「3箇月」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第11条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「具し、すみやかに」を「付し、速やかに」に改める。

第14条第1項中「具し」を「付し」に改め、同条に次の3項を加える。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

4 休学の期間を通算した期間は、第2条第2項に規定する各学科の修業年限に2を乗じた期間を超えることができない。

5 休学の期間は、第2条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第16条第1項中「具し」を「付し」に改める。

第17条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

「第5章 単位の授与、進級、卒業等」を「第5章 単位の授与、卒業等」に改める。

第18条第2項中「実習」を「臨地実習」に改め、同条第5項中「で、その欠席の」を「又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であって、その」に改め、「追試験」の次に「又は補習実習」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る別表その3に掲げる基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

4 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第19条の見出し中「進級、」を削り、同条第1項中「各学年において出席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、各学科ごとの出席時間数が所定の時間数に達した者であって前条の学習評価に合格したものを」「第2条第2項に規定する当該学科の修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる当該学科の教育課程の単位を修得した者」に改め、「進級又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第20条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第21条第3号中「1月中旬」を「翌年1月中旬」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第23条を次のように改める。

第23条 削除

第24条第1項中「3月」を「翌年3月」に改める。

別表その2中「

」を「

」に改める。

（北海道立釧路高等看護学院学則の一部改正）

第4条 北海道立釧路高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第124号）の一部を次のように改正する。

目次中「、進級」を削る。

第1条中「習得」を「修得」に改める。

第2条の見出し中「及び修業期間」を「、修業年限及び在学年限」に改め、同条第2項中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学生は、6年を超えて在学することができない。

第3条第2項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改める。

第7条を次のように改める。

（入学の選考）

第7条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第8条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業見込証明書」の次に「又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「6箇月」を「3箇月」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第11条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「具し、すみやかに」を「付し、速やかに」に改める。

第14条第1項中「具し」を「付し」に改め、同条に次の3項を加える。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

4 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができない。

5 休学の期間は、第2条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第16条第1項中「具し」を「付し」に改める。

第17条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「もの」を「者」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

「第5章 単位の授与、進級、卒業等」を「第5章 単位の授与、卒業等」に改める。

第18条第2項中「実習」を「臨地実習」に改め、同条第5項中「で、その欠席の」を「又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であって、その」に改め、「追試験」の次に「又は補習実習」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る別表に掲げる基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当

該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

- 4 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第19条の見出し中「進級、」を削り、同条第1項中「各学年において出席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、各学科ごとの出席時間数が所定の時間数に達した者であって前条の学習評価に合格したもの」を「第2条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者」に改め、「進級又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第20条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第21条第3号中「1月中旬」を「翌年1月中旬」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第22条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「3月」を「翌年3月」に改める。

（北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正）

第5条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のように改正する。

目次中「、進級」を削る。

第1条中「習得」を「修得」に改める。

第2条の見出し中「及び修業期間」を「、修業年限及び在学年限」に改め、同条第2項中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 学生は、6年を超えて在学することができない。

第3条第2項中「3月31日」を「翌年3月31日」に改める。

第7条を次のように改める。

（入学の選考）

第7条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

- 2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第8条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業見込証明書」の次に「又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「6

箇月」を「3箇月」に改め、同号を同条第3号とする。

第10条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項中「具し」を「付し」に改める。

第14条第1項中「具し」を「付し」に改め、同条に次の3項を加える。

- 3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

- 4 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができない。

- 5 休学の期間は、第2条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第16条第1項中「具し」を「付し」に改める。

第17条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

「第5章 単位の授与、進級、卒業等」を「第5章 単位の授与、卒業等」に改める。

第18条第2項中「実習」を「臨地実習」に改め、同条第5項中「で、その欠席の」を「又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であって、その」に改め、「追試験」の次に「又は補習実習」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る別表に掲げる基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

- 4 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第19条の見出し中「進級、」を削り、同条第1項中「各学年において出席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、各学科ごとの出席時間数が所定の時間

数に達した者であって前条の学習評価に合格したものを「第2条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者」に改め、「進級又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第20条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第21条第3号中「1月中旬」を「翌年1月中旬」に改め、同条に次の1項を加える。

2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第22条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第24条を次のように改める。

第24条 削除

第25条第1項中「3月」を「翌年3月」に改める。

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第6条 北海道立江差高等看護学院学則(平成10年北海道規則第37号)の一部を次のように改正する。

目次中「、進級」を削る。

第3条の見出し中「及び修業期間」を「、修業年限及び在学年限」に改め、同条第2項中「修業期間」を「修業年限」に改め、同条に次の1項を加える。

3 学生は、6年を超えて在学することができない。

第8条を次のように改める。

(入学の選考)

第8条 入学の選考は、学科試験及び面接試験により行う。

2 入学の選考に関し必要な事項は、学院長が定める。

第9条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「卒業見込証明書」の次に「又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定の合格証明書若しくは特別合格証明書」を加え、同条第3号を削り、同条第4号中「6箇月」を「3箇月」に改め、同号を同条第3号とする。

第11条第2項中「前項」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入学を許可された者が、前項に規定する手続を指定の期日までに行わないときは、学院長は、入学の許可を取り消すことができる。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第15条に次の3項を加える。

3 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、休学の期間が1年に達した場

合であっても、特別の理由がある者については、学院長は、引き続き1年を超えない期間で延長することができる。

4 休学の期間を通算した期間は、6年を超えることができない。

5 休学の期間は、第3条第3項に規定する在学することができない年限に算入しない。

第18条第3項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

「第5章 単位の授与、進級、卒業等」を「第5章 単位の授与、卒業等」に改める。

第19条第2項中「実習」を「臨地実習」に改め、同条第5項中「で、その欠席の」を「又は臨地実習の出席時間数が当該臨地実習の出席すべき時間数の3分の2に達しない者であって、その」に改め、「追試験」の次に「又は補習実習」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「学科試験」を「授業科目」に、「その科目につき再試験」を「当該授業科目の再試験又は再実習」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「学科試験」を「授業科目」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、大学を卒業した者又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までの規定に該当する者に係る別表に掲げる基礎分野の授業科目の単位の認定については、学院長は、当該者からの申請に基づき、その既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、当該授業科目の履修に替え、単位の認定を行うことができる。

4 授業の出席時間数が各授業科目の出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の評価を受けることができない。ただし、授業の出席時間数が当該授業科目の出席すべき時間数の3分の2に満たない者であっても、学院長が必要な補習を行ったものについてはこの限りではない。

第20条の見出し中「進級、」を削り、同条第1項中「各学年において出席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の2以上に達し、かつ、各学科ごとの出席時間数が所定の時間数に達した者であって前条第1項の単位を授与されたもの」を「第3条第2項に規定する修業年限以上在学し、かつ、別表に掲げる教育課程の単位を修得した者」に改め、「進級又は」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第21条第3項中「実習を課する」を「授業を行う」に改める。

第22条に次の1項を加える。

2 学院長は、必要と認めたときは、休暇期間中でも授業を行うことができる。

第24条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月28日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第32号

北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則の一部を改正する規則
北海道立工業試験場設備使用及び依頼試験分析等に関する規則（昭和32年北海道規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中	「	(25) その他の加工及び工作機械	1件1日ごとに 1,600円以下
上43,500円以下	を	「	「
		(25) アトマイザー粉砕機	同
		(26) ワイヤークット放電加工機	同
		(27) 真空注型装置	同
		(28) その他の加工及び工作機械	1件1日ごとに 1,600円以上
			下
12,800円 16,100円 9,600円 43,500円以下	に改め、同表2の項中	「	(11) 振動試験機
			同
13,300円	を	「	(11) 振動試験機（機械式）
			同
		(11)の2 振動試験機（電磁式）	同
13,300円 12,900円	に、	「	(68) 接合強度試験機
			同
		(69) 表面ぬれ性試験機	同
5,500円 10,600円	を	「	(68) 接合強度試験機
			同
		(69) 表面ぬれ性試験機	同

10,500円 5,600円	に、	「	(82) その他の試験及び測定機器	1件1日ごとに
				下
1,600円以上43,500円以下	を	「	(82) 比熱測定装置	同
			(83) 音声・音響分析システム	同
			(84) 光スペクトラムアナライザシステム	同
			(85) データロガー	1件につき使用日 13,800円、使用日 は13,800円に1日 3,000円を乗じて
			(86) 監視カメラシステム	1件につき使用日 12,900円、使用日 は12,900円に1日 2,100円を乗じて
			(87) 電子冷却式サーモグラフィ	1件につき使用日 8,800円、使用日 は 8,800円に1日 4,200円を乗じて
			(88) 超臨界反応実験装置	1件1日ごとに
			(89) 振動式粘度計	同
			(90) 吸音率測定装置	同
			(91) 人間中心設計支援装置	同
			(92) その他の試験及び測定機器	1件1日ごとに 1
				下
11,000円 6,900円 9,200円				
数が1日にあっては 数が2日以上あって を超える使用日数に 得た額を加算した額				

数が1日にあつては 数が2日以上にあつて を超える使用日数に 得た額を加算した額 数が1日にあつては 数が2日以上にあつて を超える使用日数に 得た額を加算した額	に改め、同表4の項中「(4) その他の機械器具	北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成15年3月28日 北海道知事 堀 達 也 北海道規則第33号 北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則 北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。 別表第1の1の表中「赤外線映像装置 軟X線映像装置 26,000円 30,500円」を「赤外線熱画像装置 軟X線映像装置 超音波探査映像装置 4,900円 30,500円 31,100円」に改める。 別表第2中「（第12条関係）」を「（第11条関係）」に改め、同表の1の表中「長さ測定」を「微小変位測定」に、「角度測定（真直度）」を「平行度測定」に、「厚み測定」を「投影測定」に、「表面温度測定 21,490円」を「赤外線熱画像測定 2,300円」に改め、「材料強度測定 10,300円」を削り、「微小硬さ試験 同 2,300円」を「微小硬さ試験 同 2,400円」に、「硬度分布試験 同 9,400円」を「硬度分布試験
42,500円 6,000円 6,100円 4,400円 ,600円以上43,500円以	1件1日ごとに1,600円以上43,500円以下 を「(4) 放電プラズマ焼結機 (5) その他の機械器具 22,700円 件1日ごとに1,600円以上43,500円以 に改める。	同 1 下
別表第2の1の項中「 n ,900円以下 」を n 比熱 o 吸音率測定 p その他の物性試験 8,100円 2,500円 00円以下 に改める。	1件ごとに 1,500円以上41 同 同 1件ごとに 1,500円以上41,9	同
附 則 この規則は、平成15年4月1日から施行する。		

同		4,700円	」に、「電子顕微鏡観察（走査型）」
を「走査型電子顕微鏡観察」に改め、「		性状試験	
同	4,700円	」、	「切断試験
同	4,700円	」、	「電圧測定（交流・直流） 電流測定（交流・直流） 抵抗測定 インピーダンス測定 インダクタンス測定
同	3,500円	」、	「静電容量測定
同	3,500円		
同	3,500円		
同	3,500円		
同	3,500円		
同	3,500円	」、	「振動試験（電気・電子関係）
同	14,000円	」、	「電流・電圧標準測定（1次） 電流・電圧標準測定（2次） 電圧変動測定 マイクロプロセッサ試験
同	4,700円	」、	「カラー画像処理測定 1モジュール1テストごとに
同	4,600円		
同	4,600円		
	4,700円		
同	45,800円	」、	「細菌数測定（品質

平成15年 3 月28日		北海道知事 堀 達 也	
北海道規則第34号			
北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則			
北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則（平成 4 年北海道規則第 7 号）の一部を次のように改正する。			
別表第 1 の 1 の項中	「	(49) その他の試験、測定及び検査機器	2,400円以上50
	」		で所長の定める
,900円以下の範囲内 額	を	(49) DNAシーケンサ (50) 自動アミノ酸分析装置 (51) におい識別装置 (52) その他の試験、測定及び検査機器	2,400円以 で所長の定
	」		
13,700円 25,500円 9,600円 上50,900円以下の範囲内 める額	に改め、同表 2 の項中	(29) アイスクリーマー	
	」		
チ・フリーザー） パステライザー）	3,200円	(29) アイスクリーマー（パッ (29)の 2 アイスクリーマー（	
	」		
ー（大） イダー（小）	3,600円 3,400円	に、	(78) マスコロイダー
	」		
	4,000円	(78) マスコロイダ (78)の 2 マスコロ	
	」		
	4,000円 3,000円	に改める。	
	」		
別表第 2 の 1 の項中		(28) その他の試験	1 件ごとに 2,3 下の範囲内で所
00円以上54,820円以 長の定める額	を	(28) 真菌同定試験（遺伝子解析法） (29) その他の試験	同 1 件ごとに 下の範囲内
	」		
41,800円 2,300円以上54,820円以 で所長の定める額	に改め、同表 2 の項中	(39) その他の分析	
	」		
1 件ごとに 2,300円以上54,820円以 下の範囲内で所長の定める額	を	(39) 赤外分光分析 (40) その他の分析	
	」		
同 1 件ごとに 2,300円以上54,820円以 下の範囲内で所長の定める額	に改める。		
	」		
附 則			
この規則は、平成15年 4 月 1 日から施行する。			
北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。			
平成15年 3 月28日		北海道知事 堀 達 也	
北海道規則第35号			
北海道地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則			
北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年北海道規則第64号）の一部を次のように改正する。			
第 3 条第 1 号中「受けた」の次に「個人である馬主、法人である馬主又は法人格なき組合（以下「組合」という。）である」を加え、同条第 2 号中「2 人以上の馬主」を「2 以上の馬主（組合である馬主を除く。以下この号において同じ。）」に改める。			
第 6 条中「馬主」の次に「（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員）」を加える。			
第25条第 1 項中「共有代表馬主」の次に「、組合財産である馬にあってはその組合の代表			

者」を加える。

第67条第1項中「馬主」の次に「（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員が該当する場合を含む。）」を加える。

第69条中「第71条及び第73条において同じ。」を削る。

第71条第1項中「、その法人の」を「その」に、「含む。」を「含む」に、「が法」を「、組合にあってはその組合員。次項において同じ。）が法」に改め、「所有する馬」の次に「（共有馬を含み、法人の役員の場合にあってはその法人の所有する馬とし、組合の組合員の場合にあってはその組合の組合財産である馬とする。次項において同じ。）」を加える。

第73条中「所有する馬」の次に「（共有馬を含み、馬主が組合である場合にあっては、その組合の組合財産である馬）」を加える。

第76条第1項中「複勝式勝馬投票法」の次に「、連勝単式勝馬投票法」を加え、同条第2項中「普通馬番号2連勝複式勝馬投票法」の次に「並びに馬番号3連勝複式勝馬投票法」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 連勝単式勝馬投票法は、馬番号2連勝単式勝馬投票法及び馬番号3連勝単式勝馬投票法とする。

第78条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第7号中「番号（」の次に「連勝単式勝馬投票法及び」を加える。

第91条第1項中「所有する馬」の次に「（馬主が組合である場合にあっては、その組合の組合財産である馬。第96条において同じ。）」を加える。

第95条中「所有する馬」の次に「（所有するものが組合である場合にあっては、その組合の組合財産である馬）」を加える。

第99条第2項中「馬の所有者」を「馬主又は法第22条において準用する法第13条第1項の規定による協会の登録を申請中のもの（そのものが組合である場合にあっては、当該馬をその組合の組合財産としている組合）」を加える。

「馬主氏名

別記第1号及び別記第4号様式中「馬主氏名」を「法人又は組合の場合は、名称及び代表者の氏名」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

北海道砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第36号

北海道砂防指定地等管理規則の一部を改正する規則

北海道砂防指定地等管理規則（昭和40年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

砂防法施行細則

第1条中「砂防指定地及び砂防設備の管理に関しては、」を削り、「。以下「法」という。）」を「）の施行については」に、「、北海道砂防設備占用料徴収条例」を「及び砂防法施行条例」に、「その他別に定めがあるもの」を「に定めるもの」に改める。

第2条を次のように改める。

（条例第3条第1項ただし書の規則で定める行為）

第2条 条例第3条第1項ただし書の治水砂防上影響が少ない行為であって規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）天然の河岸の法肩から5メートル以上離れた背後地のおおむね平らな土地において行う深さが2メートル以下の掘削又は高さが2メートル以下の盛土
- （2）造林及び森林の保育の施業に係る行為並びにこれらに附帯する作業路の開設若しくは改良（河川を横断して開設又は改良する場合を除く。）又は施設の設置若しくは改良（河川を横断して設置又は改良する場合を除く。）に係る行為
- （3）法令又はこれに基づく処分による測量又は調査のために支障となる竹木の伐採
- （4）林業を継続して営むために行う択伐及び面積が1ヘクタール未満の皆伐並びにこれらに附帯する行為
- （5）植栽のために行う芝草の採取
- （6）公園、キャンプ場その他これらに類する施設において施設管理者が指定する場所で行うたき火
- （7）土地の所有者又は占有者がその権原に基づいて管理する土地において行う家畜の放牧又は係留
- （8）宅地として造成された区域における土地の形状の変更を伴わない建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却
- （9）流路工が完了した区間の背後地（砂防設備を除く。）における建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は除却
- （10）次に掲げる事業が完了した区域において当該区域の土地の利用目的を変更することなく行う行為

ア 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業

イ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業

ウ 新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）第2条第1項に規定する新住宅市街

地開発事業

工 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業
オ 都市基盤整備公団及び北海道住宅供給公社が行う宅地造成事業

- (11) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項に規定する地域森林計画に定める林道の開設又は改良（河川を横断して開設又は改良する場合を除く。）の事業に係る行為
(12) 森林法第11条第1項の規定により認定を受けた森林施業計画に基づく森林施業に係る行為
(13) 緑資源公団法（昭和31年法律第85号）に基づき施行される林道の開設又は改良（河川を横断して開設又は改良する場合を除く。）の事業に係る行為

第3条から第5条までを削る。

第6条第1項中「第3条第1項又は第4条」を「条例第3条第1項又は第4条第1項」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項中「第3条第1項第1号」を「条例第3条第1項第1号」に、「第4条」を「条例第4条第1項」に改め、同条を第3条とする。

第7条第1項中「第3条第1項第8号」を「条例第3条第1項第8号」に、「第4条」を「条例第4条第1項」に、「その他の」を「条例第3条第1項第1号から第7号までに係る」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第4条とする。

2 条例第3条第1項又は第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き当該行為又は占用に係る許可を受けようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該許可の期間満了の日の30日前までに別記第1号様式の許可申請書を知事に提出しなければならない。

第4条の次に次の1条を加える。

（新たに砂防指定地に指定された場合の届出等）

第5条 条例第6条後段の規定による届出は、別記第2号様式によらなければならない。

2 前条の規定は、条例第6条前段の規定により条例第3条第1項又は第4条第1項の規定による許可を受けたものとみなされた場合には、適用しない。

第8条を削る。

第9条中「第3条第1項又は第4条の規定に基づく」を「条例第3条第1項又は第4条第1項の規定により」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（標識）

第7条 条例第8条の規定により設置する標識は、別記第4号様式によらなければならない。

（着手等の届出）

第8条 条例第9条第1項の規定による着手、完了若しくは中止の届出又は同条第2項の規定による廃止の届出は、別記第5号様式によらなければならない。

第10条から第14条までを削る。

第15条中「第2条」を「第13条」に改め、同条を第9条とする。

第16条中「第3条」を「第14条」に、「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第10条とする。

第16条の2中「第4条」を「第15条」に、「別記第7号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

（身分証明書）

第12条 条例第16条に規定する身分証明書は、別記第7号様式によるものとする。

第17条を削る。

第18条の見出し中「経由」の次に「及び提出部数」を加え、同条中「この規則の定めるところ」を「条例及びこの規則の規定」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第13条とする。

2 前項の書類の提出部数は、正本及び写しの各1部とする。

第19条及び第20条を削る。

別記第1号様式中「（第6条関係）」を「（第3条、第4条関係）」に、「北海道砂防指定地等管理規則第 条」を「砂防法施行条例第 条第1項」に、「の目的」を「（占用）の目的」に、「の場所及び行為」を「（占用）の場所及び行為（占用）」に、「の内容」を「（占用）の内容」に改め、「工作物等の」次に「設置等の場合はその」を加え、「の方法」を「（占用）の方法」に、「の期間」を「（占用）の期間」に、「行為地付近」を「行為（占用）地付近」に改める。

別記第2号様式中「（第8条関係）」を「（第5条関係）」に、「北海道砂防指定地等管理規則第8条」を「砂防法施行条例第6条後段」に、「の目的」を「（占用）の目的」に、「の場所及び行為」を「（占用）の場所及び行為（占用）」に、「の内容」を「（占用）の内容」に改め、「工作物等の」の次に「設置等の場合はその」を加え、「の方法」を「（占用）の方法」に、「の期間」を「（占用）の期間」に、「行為付近地現況図」を「行為（占用）付近地現況図」に改める。

別記第3号様式中「（第9条関係）」を「（第6条関係）」に改め、「における」の次に「行為」を加え、「北海道砂防指定地等管理規則第 条」を「砂防法施行条例第 条第1項」に、「の場所」を「（占用）の場所」に、「の目的」を「（占用）の目的」に、「の内容」を「（占用）の内容」に改め、「工作物等の」の次に「設置等の場合はその」を加え、「の方法」を「（占用）の方法」に、「の期間」を「（占用）の期間」に改める。

別記第4号様式中「（第11条関係）」を「（第7条関係）」に改める。

別記第5号様式中「（第11条関係）」を「（第8条関係）」に、「北海道知事様」を「北海道知事 様」に、「北海道砂防指定地等管理規則第11条第2項」を「砂防法施行条例第9条第 項」に改める。

別記第6号様式を削る。

別記第7号様式中「（第16条、第16条の2関係）」を「（第10条、第11条関係）」に改め、同様式を別記第6号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記第7号様式（第12条関係）
（表）

第	号
身 分 証 明 書	
住 所	
氏 名	
生年月日	
職 名	
上記の者は、砂防法第23条第1項の規定により土地に立ち入ることができる者であることを証明します。	
年	月 日
北海道知事	
印	

縦 9センチメートル

横 6センチメートル

（裏）

砂防法抜粋

（立入権等）

第23条 砂防法ノ為必要ナルトキハ行政庁ハ第2条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地又ハ之ニ隣接スル土地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル障害物ヲ除却スルコトヲ得

2 略

砂防法施行条例抜粋

（身分証明書の携帯等）

第16条 法第23条第1項に規定する権限を行う吏員は、同項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

附 則

- この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に北海道砂防設備占用料徴収条例の一部を改正する条例（平成15年北海道条例第24号）附則第2項の規定により改正後の砂防法施行条例（平成12年北海道条例第26号）の規定により知事がした許可とみなされたこの規則による改正前の北海道砂防指定地等管理規則（以下「改正前の規則」という。）第3条第1項又は第4条の規定による許可を受けている者が当該行為又は占用に係る許可を引き続き受けようとする場合における許可申請書の提出についてのこの規則による改正後の砂防法施行細則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定の適用については、同項中「期間満了の日の30日前」とあるのは、「期間満了の日」とする。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

訓

令

北海道訓令第5号

本 庁
出 先 機 関

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月28日

北海道知事 堀 達 也

北海道職員被服貸付規程の一部を改正する訓令
北海道職員被服貸付規程（昭和41年北海道訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「、測量科」を削り、「製版印刷科、電子印刷科、」を「電子印刷科及び」に改め、「及びプリントデザイン科」、「、トレースデザイン科」及び「電子機器科、」を削る。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

